



# 栃木県公報

平成28年  
12月6日(火)  
号外  
第76号

## 目次

### 規 則

○栃木県県税条例施行規則の一部改正..... 1

## 規 則

### 栃木県規則第五十七号

栃木県県税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年十二月六日

栃木県知事 福田 富一

#### 栃木県県税条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県県税条例施行規則（平成十七年栃木県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の表五十の項中「第七十二条の四十六第五項及び法第七十二条の四十七第四項」を「第七十二条の四十六第六項及び法第七十二条の四十七第五項」に改め、同表五十四の項中「第七十一条の十四第五項及び法第七十一条の十五第四項」を「第七十一条の十四第六項及び法第七十一条の十五第五項」に改め、同表五十八の項中「第七十一条の三十五第六項及び法第七十一条の三十六第四項」を「第七十一条の三十五第七項及び法第七十一条の三十六第五項」に改め、同表五十九の項中「第七十一条の五十五第六項及び法第七十一条の五十六第四項」を「第七十一条の五十五第七項及び法第七十一条の五十六第五項」に改め、同表八十一の項中「第七十四条の二十三第五項及び法第七十四条の二十四第四項」を「第七十四条の二十三第六項及び法第七十四条の二十四第五項」に改め、同表八十九の項中「第九十条第五項及び法第九十一条第四項」を「第九十条第六項及び法第九十一条第五項」に改め、同表八十九の十一の項中「第三百三十二条第五項及び法第三百三十三条第四項」を「第三百三十二条第六項及び法第三百三十三条第五項」に改め、同表八十九の二十九の項中「第四百四十四条の四十七第五項及び法第四百四十四条の四十八第四項」を「第四百四十四条の四十七第六項及び法第四百四十四条の四十八第五項」に改める。

別記様式第五十号を次のように改める。

別記様式第50号 (第24条関係)

法人県民税・法人事業税・地方法人特別税の更正、再更正、決定及び加算金の決定通知並びに納付通知書

納税者  
住所  
名称 様

第 年 月 日

栃木県 県税事務所長 印  
したので、地方税法第55条第4項、第72条の

法人県民税、法人事業税及び地方法人特別税について、次のとおり  
42、第72条の46第6項、第72条の47第5項の規定により通知します。  
よって、この通知により納付すべき額を下記の納期限までに納付書によって納付してください。

(事業税・地方法人特別税)

(県民税)

摘 要		課税標準額	税率	税 額	県 税	課税番号
所得割	所得金額総額				事業(連結事業)年度	税 額
	年 万円以下の金額					
	年 万円超 万円以下					
	年 万円を超える金額					
	軽減税率不適用法人の金額					
付加割	付加価値額総額				法人	課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額 本県分の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額(ア) 法人税割額((ア)×%)
	付加価値額					
資本割	資本金等の額総額				人	県民税の特定寄附金税額控除額 外国の法人税等額の控除額 仮装経理に基づく控除額
	資本金等の額					
収入割	収入金額総額				税	利子割額控除額 差引法人税割額
	収入金額					
合 計 事 業 税 額					割	既に納付の確定した当期分の法人税割額 租税条約の実施に係る法人税割額の控除額 既還付請求利子割額が過大である場合の納付額 納付法人税割額①
平成27年改正法附則第8条又は平成28年改正法附則第5条の控除額						
事業税の特定寄附金税額控除額						
仮装経理に基づく事業税額の控除額						
既に納付の確定した当期分の事業税額						
租税条約の実施に係る事業税額の控除額					均等割額	算定期間中において事務所等を有していた月数 円×(イ)÷12 既に納付の確定した当期分の均等割額 納付均等割額②
納 付 事 業 税 額						
地方法人特別税	所得割に係る額				納付	納付県民税額(①+②) 利子割額 控除した額 控除しきれなかった額 既に還付を請求した利子割額 既還付請求利子割額が過大である場合の納付額 この通知書により還付する利子割額
	収入割に係る額					
合 計 地 方 法 人 特 別 税 額					子割額	既に還付を請求した利子割額 既還付請求利子割額が過大である場合の納付額 この通知書により還付する利子割額
仮装経理に基づく地方法人特別税額の控除額						
既に納付の確定した当期分の地方法人特別税額						
租税条約の実施に係る地方法人特別税額の控除額						
納 付 地 方 法 人 特 別 税 額						
加算金	摘 要	加算金の基礎となる税額	割合	加 算 金 額	申告書提出期限	
	過少申告加算金				申告書提出日	
	不申告加算金				法人税処理日	
	(計)				修正申告年月日	
分割基準	重 加 算 金				納 期 限	
	事 業 税				県 民 税	納 付 場 所
	区 分					
	本県分					
総 数						
更正の理由						

(この欄には、「この処分に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等」を記載すること。)

別記様式第五十四号中「第71条の14第5項、第71条の15第4項」を「第71条の14第6項、第71条の15第5項」に改める。

別記様式第五十八号中「第71条の35第6項、第71条の36第4項」を「第71条の35第7項、第71条の36第5項」に改める。

別記様式第五十九号中「第71条の55第6項、第71条の56第4項」を「第71条の55第7項、第71条の56第5項」に改める。

別記様式第八十一号中「第74条の23第5項、第74条の24第4項」を「第74条の23第6項、第74条の24第5項」に改める。

別記様式第八十九号中「第90条第5項、第91条第4項」を「第90条第6項、第91条第5項」に改める。

別記様式第八十九号の十一中「第132条第5項、第133条第4項」を「第132条第6項、第133条第5項」に改める。

**附 則**

この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。

(総務課)